

## 社会福祉法人習志野市社会福祉協議会委員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人習志野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の顧問、支部長及び委員並びに相談員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 委員等が、その職務のため、会長の招集する会議、委員会、相談所等に出席をした場合、別表1の通り報酬を支給する。

(費用弁償)

第3条 委員等が、その職務のため、会長の招集する会議等で出張する場合、職員旅費規程に準じて、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月27日 議案第25号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1 委員等の報酬額

・顧問	日額	2,000円
・支部長	日額	2,000円
・各種委員	日額	2,000円
・心配ごと相談員	日額	2,000円
・心配ごと相談員合同打合せ	日額	1,000円